

証券コード 3984
2020年9月9日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目20番6号
株式会社ユーザーローカル
代表取締役 伊 藤 将 雄

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月23日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年9月24日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京 4階 「孔雀」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第15期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

・ 本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数には限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

・ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）。

・ 下記に該当する方は新型コロナウイルス感染拡大防止のためご入場をお断りする場合がございます。また株主の皆様の安全管理の観点より、検温等にご協力いただく場合がございます。

①発熱や咳などの症状のある方

②体調不良と思われる方

③海外から帰国されてから14日間が経過していない方

④マスクの着用及びアルコール消毒にご協力いただけない方

・ 本総会当日時点での感染拡大状況によっては、当社役員及び本総会運営スタッフは、検温を含めた体調の確認を行ったうえで、マスクを着用して対応させていただきます。

・ 一部の役員は、ウェブ会議システムを通じた遠隔からの出席となり、来場しない場合もございます。

・ 株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.userlocal.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景として緩やかな回復基調が続いていたものの、米中貿易摩擦による国内外経済の不確実性の高まりに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う金融市場の混乱や世界経済の減速等の影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社はデータクラウド事業において、当社のコアプロダクトである「User Insight」、「Social Insight」、働き方改革を推進するソリューションである「サポートチャットボット」の機能強化及び、ディープラーニングを活用した人工知能ソリューションの開発を目的として、ビッグデータを処理する基幹システムの拡張・強化、アルゴリズムの開発・実装、ビッグデータを解析するデータサイエンティストの教育・育成に注力し、パフォーマンスのさらなる向上に努めてまいりました。

また、営業面においては人員数及び組織的な営業管理体制の両面で強化を行い、新規取引先の開拓等の事業展開に対する販売促進活動に注力してまいりました。

以上の取り組みが奏功し、当事業年度の実績は、売上高1,667,483千円（前期比25.0%増）、営業利益687,219千円（前期比29.7%増）、経常利益658,133千円（前期比24.2%増）、当期純利益419,871千円（前期比29.1%増）となりました。

なお、当社はデータクラウド事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は18,675千円であり、その主なものは、本社の内装工事、サーバー機器及びパソコン等の設備の新設によるものであります。

③ 資金調達の状況

当社は、2019年11月27日を払込期日とする公募増資による新株式発行314,600株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ535,339千円増加しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2017年6月期)	第 13 期 (2018年6月期)	第 14 期 (2019年6月期)	第 15 期 (当事業年度) (2020年6月期)
売 上 高 (千円)	966,595	1,099,036	1,333,571	1,667,483
経 常 利 益 (千円)	377,364	467,583	529,966	658,133
当 期 純 利 益 (千円)	260,755	301,010	325,337	419,871
1株当たり当期純利益 (円)	75.23	82.73	44.10	55.20
総 資 産 (千円)	2,066,340	2,468,046	2,739,478	4,419,289
純 資 産 (千円)	1,850,992	2,161,182	2,425,153	3,938,164
1株当たり純資産 (円)	511.59	591.34	328.25	507.10

(注) 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第14期(2019年6月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、日本経済においても先行きの不透明な状況が続くと見込まれております。このような経営環境のもと、当社は引き続き内外の情勢を慎重に注視するとともに、以下に掲げる経営課題に取り組んでまいります。

① データベースの強化と効率性向上

当社は「ビッグデータ×人工知能で世界を進化させる」という経営理念のもと、インターネット上に氾濫するビッグデータを収集・解析することで、新しい価値を創造し世の中が進化するための製品創出に取り組んでおります。当社の既存製品で活用されている「ビッグデータに付加価値を付ける機械学習」や「AI」等の技術は、汎用性が高くさらなる学習効果によって既存分野や新分野で以下のような活用が期待できるものと考えております。

既存分野での活用期待	User Insight	・ Webサイト訪問者の属性分析を更に迅速化・高度化することで、訪問者毎にサイト内容が変化するリアルタイムパーソナライゼーションを実現し、CVRの向上を図る
	Social Insight	・ SNS上でのやり取りを自動化し、マーケティングオートメーションを図る
	サポートチャットボット	・ カスタマーサポート等企業受付の自動化

当社はこれらの活用実現に向けてより多くのデータ蓄積やアルゴリズム開発を進めていく方針です。

② 優秀な人材の確保と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡充できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。あわせて、既存人材の能力及び技術の向上が重要な課題と考えております。優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後も長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

③ 内部管理体制の強化

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

④ 認知度の向上

当社は、これまで広告宣伝活動に頼らず、提供サービスの機能優位性に拠る形での営業活動に専念してまいりました。その結果として、現在、幅広い業種、企業に当社製品を導入していただき、継続的な取引による確固たる顧客基盤の構築を実現できていると考えております。一方で、さらなる成長を続けていくうえでは、当社及び当社サービスの認知度を向上させ、新規案件を獲得していくことが重要であると考えております。今後は広告宣伝活動による積極的な販売促進活動に取り組み、認知度の向上に努める方針であります。

⑤ システムの強化

当社の展開する事業は、膨大なデータを高速に処理する必要があるため、解析ツールの運用に関わるシステムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、サーバー設備の強化、並列処理システムの導入等による負荷分散が必要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

(5) **主要な事業内容**（2020年6月30日現在）

当社は、ビッグデータをわかりやすく分類・解析し、事象間の因果関係をもとに次のアクションに活かすための基盤提供が重要であると考えております。このため当社は、直感的にわかりやすい解析結果として当該ビッグデータを集計・可視化し顧客の「データによる的確な意思決定」をサポートするための解析ツールを開発し、提供しております。

事業区分	事業内容
データクラウド事業	ビッグデータ・AIを活用したマーケティング分析及び業務支援サービスを開発・提供

(6) **主要な事業所**（2020年6月30日現在）

本社	東京都港区芝五丁目20番6号
----	----------------

(7) **従業員の状況**（2020年6月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名	13名増	27.8歳	3.1年

（注）従業員数はパートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況**（2020年6月30日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年6月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 26,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 7,826,100株 |
| (3) 株主数 | 3,979名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 将 雄	4,144,200株	53.36%
Y J 2 号 投 資 事 業 組 合	360,000株	4.63%
渡 邊 和 行	312,000株	4.01%
三 上 俊 輔	175,400株	2.25%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	170,200株	2.19%
合同会社クリムゾングループ	160,000株	2.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	158,100株	2.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式 会 社 (信 託 口)	129,700株	1.67%
中 村 賀 一	107,400株	1.38%
株 式 会 社 キ ー バ リ ュ ー	100,000株	1.28%

(注) 1 当社は、自己株式59,982株を保有しておりますが、上記上位10名の株主から除いております。

2 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

② 当社は、2019年11月27日を払込期日とする公募増資による新株式発行314,600株により、資本金及び資本準備金がそれぞれ535,339千円増加しております。

③ 当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己

株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

ア．取得対象株式の種類	当社普通株式
イ．取得した株式の総数	28,000株
ウ．取得価額	90,276千円
エ．取得期間	2020年5月18日～2020年6月10日

- ④ 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は66,600株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ19,188千円増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

		第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
発 行 決 議 日		2016年1月29日	2016年1月29日
新 株 予 約 権 の 数		88,500個 (注) 1	1,600個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 177,000株 (新株予約権1個につき2株)	普通株式 3,200株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,050円 (1株当たり 525円)	新株予約権1個当たり 1,050円 (1株当たり 525円)
権 利 行 使 期 間		2018年2月11日～ 2025年12月31日	2018年2月11日～ 2025年12月31日
行 使 の 条 件		(注) 3	(注) 3
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 34,200個 目的となる株式数 68,400株 保有者数 2名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 6,600個 目的となる株式数 13,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 3,200株 保有者数 1名

- (注) 1 事業年度末日における新株予約権の数を記載しております。
- 2 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- 3 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
 - (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
 - (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
 - ② 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - ③ 新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 - ④ 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

- ⑤ 新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

		第5回新株予約権
発 行 決 議 日		2016年6月14日
新 株 予 約 権 の 数		62,300個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 124,600株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,300円 (1株当たり 650円)
権 利 行 使 期 間		2018年7月1日～ 2026年5月31日
行 使 の 条 件		(注) 3
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,500個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 2,500個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 1名
	監 査 役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

- (注) 1 事業年度末日における新株予約権の数を記載しております。
- 2 当社は、2019年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- 3 新株予約権の行使条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者が当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問、もしくは従業員のいずれかの地位にあること。但し、当該地位でなくとも、当社の承認を得た場合は例外的に認めるものとする。
 - (2) 当社株式が金融商品取引所に上場等していること。
 - (3) また、以下の場合権利を喪失するものとする。
 - ① 新株予約権者が権利行使期間の初日の到来前に死亡したとき。
 - ② 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - ③ 新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反したとき。
 - ④ 新株予約権者の不正行為もしくは職務上の業務違反又は懈怠があったとき。

- ⑤ 新株予約権者が破産の申立てを受けた場合もしくは自らこれを申立てた場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てもしくは滞納処分を受けた場合。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	伊 藤 将 雄	経営・企画全般担当
取 締 役	渡 邊 和 行	COOコーポレートセールス部長
取 締 役	岩 本 大 輔	CFO管理部長
取 締 役	小 澤 隆 生	アスкул株式会社社外取締役 ヤフー株式会社取締役 Zホールディングス株式会社取締役 株式会社ZOZO取締役 PayPay株式会社取締役
取 締 役	松 崎 良 太	サードギア株式会社代表取締役 きびだんご株式会社代表取締役 株式会社シンクロ・フード社外取締役
常 勤 監 査 役	渡 辺 智 美	
監 査 役	中 村 賀 一	株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役
監 査 役	田 中 裕 幸	田中法律会計税務事務所所長 ビーブラッツ株式会社社外監査役

- (注) 1 取締役小澤隆生氏及び松崎良太氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役渡辺智美氏、中村賀一氏及び田中裕幸氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 常勤監査役渡辺智美氏は、米国公認会計士として監査法人での実務経験もあり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役中村賀一氏及び田中裕幸氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、田中裕幸氏は、弁護士としても活躍されており、法律に関する専門性も有しております。
- 4 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役小澤隆生氏、取締役松崎良太氏、監査役渡辺智美氏、監査役中村賀一氏及び監査役田中裕幸氏につきましては、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、その額を超える部分について免責することとしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	4名 (1名)	54,900千円 (900千円)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (3名)	5,385千円 (5,385千円)
合 (う ち 社 外 役 員 計)	7名 (4名)	60,285千円 (6,285千円)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 2 取締役の報酬限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
- 3 監査役の報酬限度額は、2014年10月10日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。
- 4 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）を除いております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役小澤隆生氏は、アスクル株式会社の社外取締役、ヤフー株式会社の取締役、Zホールディングス株式会社の取締役、株式会社ZOZOの取締役及びPayPay株式会社の取締役を兼職しております。ヤフー株式会社は当社の取引先であります。一般の取引先と同様の条件であります。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外取締役松崎良太氏は、サードギア株式会社の代表取締役、きびだんご株式会社の代表取締役及び株式会社シンクロ・フードの社外取締役を兼職し

ております。きびだんご株式会社は当社の取引先でありますが、一般の取引先と同様の条件であります。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役中村賀一氏は、株式会社エンバイオ・ホールディングスの取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は、田中法律会計税務事務所の所長及びビープラッツ株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 小澤隆生	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針、資本政策等に対し発言を行っております。
取締役 松崎良太	2019年9月25日就任以降に開催された取締役会10回全て（全14回）に出席し、主に経営者としての豊富な経験から、経営判断や事業方針、資本政策等に対し発言を行っております。
監査役 渡辺智美	当事業年度開催の取締役会14回及び監査役会13回全てに出席し、主に米国公認会計士として培われた専門的な知識・経験などから適宜必要な助言を行っております。
監査役 中村賀一	当事業年度開催の取締役会13回（全14回）及び監査役会12回（全13回）に出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。
監査役 田中裕幸	当事業年度開催の取締役会14回全て及び監査役会12回（全13回）に出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして定期的に開催されるリスク管理委員会を通して取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2) 外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、法令、定款違反等の行為の未然防止及び早期発見を図るとともに、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- (3) 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款並びに当社規程に適合していることを確認のうえ、代表取締役に報告する。
- (4) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」及び各種マニュアルを制定し、いかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを社内に周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存・管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
- (2) またデータ化された機密情報については、当社「情報システム運用規程」並びに「ネットワークセキュリティ規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社はコーポレートリスクの適切な把握並びに啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づいて管理部長を委員長とするリスク管理委員会を組織する。

- (2) リスク管理委員会は定期的に開催し、当社業務推進上のリスクの把握並びにリスクへの対策を協議し、その結果を必要に応じて社内通知する。
 - (3) なおリスクが顕在化した場合は、代表取締役社長を統括責任者とした緊急事態対応体制を敷き、早期の回復に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (2) 当社は「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき担当取締役並びに各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
 - (3) 取締役会は、中期経営計画及び年度予算等を策定し、これらに基づいた業績管理を行う。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - (2) 当該補助使用人に対する監査役からの指示については、取締役並びに所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。
 - (3) 当該補助使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については監査役の同意を得るものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及びその他の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
 - (2) 代表取締役社長その他取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、当社にコンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るもの

とする。

- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録並びに稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- (5) 監査役は内部通報窓口である顧問弁護士との情報交換を定期的に行い、重大なコンプライアンス懸念がある事象については、詳細確認を行う。
- (6) 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査役より管理部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
- (2) 当該予算を超過する費用については、事前に監査役より管理部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経たうえで支給する。
- (3) なお上記の支給方法は前払い・後払いいずれの方法も可能とする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて関係できる環境を構築する。
- (2) 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査部門がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

③ リスク管理体制

リスク管理委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,211,589	流 動 負 債	481,125
現 金 及 び 預 金	4,034,243	未 払 金	69,878
売 掛 金	106,592	未 払 法 人 税 等	173,437
前 払 費 用	71,556	前 受 金	173,036
貸 倒 引 当 金	△803	預 り 金	9,487
		未 払 消 費 税 等	46,577
		その他の流動負債	8,707
固 定 資 産	207,699	負 債 合 計	481,125
有 形 固 定 資 産	41,272	(純 資 産 の 部)	
建 物 附 属 設 備	6,146	株 主 資 本	3,938,164
工具、器具及び備品	35,126	資 本 金	1,132,997
投資その他の資産	166,427	資 本 剰 余 金	1,121,904
差 入 保 証 金	28,967	資 本 準 備 金	1,117,997
保 険 積 立 金	40,284	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,906
長 期 前 払 費 用	60,625	利 益 剰 余 金	1,853,197
繰 延 税 金 資 産	36,549	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,853,197
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,853,197
		自 己 株 式	△169,935
資 産 合 計	4,419,289	純 資 産 合 計	3,938,164
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,419,289

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,667,483
売 上 原 価	153,445
売 上 総 利 益	1,514,037
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	826,818
営 業 利 益	687,219
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	115
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費	10,567
株 式 公 開 費 用	18,634
経 常 利 益	658,133
税 引 前 当 期 純 利 益	658,133
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	250,952
法 人 税 等 調 整 額	△12,690
当 期 純 利 益	419,871

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 金 準 備	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	578,469	563,469	—	563,469	1,433,326	1,433,326
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	554,527	554,527		554,527		
当 期 純 利 益					419,871	419,871
自己株式の取得						
自己株式の処分			3,906	3,906		
当期変動額合計	554,527	554,527	3,906	558,434	419,871	419,871
当 期 末 残 高	1,132,997	1,117,997	3,906	1,121,904	1,853,197	1,853,197

	株 主 資 本	株 主 資 本 合 計	純 資 産 計
	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	△150,112	2,425,153	2,425,153
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行		1,109,055	1,109,055
当 期 純 利 益		419,871	419,871
自己株式の取得	△90,367	△90,367	△90,367
自己株式の処分	70,544	74,451	74,451
当期変動額合計	△19,822	1,513,010	1,513,010
当 期 末 残 高	△169,935	3,938,164	3,938,164

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	3,722,450株	4,103,650株	—	7,826,100株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加事由は以下のとおりであります。

株式分割による増加	3,722,450株
新株予約権の行使による増加	66,600株
新株式の発行による増加	314,600株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	28,427株	56,455株	24,900株	59,982株

(注) 1 普通株式の自己株式の増加事由は以下のとおりであります。

株式分割による増加	28,427株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	28,000株
単元未満株式の買取による増加	28株

2 普通株式の自己株式の減少事由は以下のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少	24,900株
---------------------------	---------

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 304,800株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	9,048千円
未払事業税	9,896千円
株式報酬費用	7,676千円
その他	9,929千円
繰延税金資産合計	36,549千円
繰延税金資産の純額	36,549千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

預金については、高い信用格付けを有する金融機関のみと取引を行っております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は1年以内の支払期日でありますが、支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスク）の管理

当社は、未払金について、資金繰表を作成することにより管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	4,034,243	4,034,243	—
(2) 売掛金	106,592		
貸倒引当金	△803		
小計	105,788	105,788	—
資産計	4,140,032	4,140,032	—
(3) 未払金	69,878	69,878	—
(4) 未払法人税等	173,437	173,437	—
負債計	243,316	243,316	—

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 507円10銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 55円20銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症については、将来の一定の時期にその影響が収束するとの仮定を置いておりますが、当社の事業活動及び経営成績に与える影響は限定的であり、したがって、会計上の見積りに重要な影響は与えないものと判断しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月26日

株式会社ユーザーローカル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 重 義 ⑤
業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 川 脇 哲 也 ⑤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーザーローカルの2019年7月1日から2020年6月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月26日

株式会社ユーザーローカル 監査役会
社外監査役（常勤監査役） 渡 辺 智 美 ⑩
社 外 監 査 役 中 村 賀 一 ⑩
社 外 監 査 役 田 中 裕 幸 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。内、小澤隆生氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
1	いとうまさお 伊藤将雄 (1973年12月18日) (再任)	1997年4月 株式会社日経ＢＰ入社 2000年4月 楽天株式会社入社 2002年4月 みんなの就職株式会社代表取締役 2005年9月 有限会社ユーザーローカル（現当社）設立 2007年8月 当社代表取締役社長（現任）	4,144,200株
2	わたなべかずゆき 渡邊和行 (1982年7月1日) (再任)	2006年4月 楽天株式会社入社 2008年12月 当社入社 2010年10月 当社コーポレートセールス部長（現任） 2014年9月 当社取締役COO（現任）	312,000株
3	いわもとだいすけ 岩本大輔 (1982年8月4日) (再任)	2006年4月 楽天株式会社入社 2014年4月 メタウォーター株式会社入社 2015年10月 当社入社管理部長（現任） 2016年1月 当社取締役CFO（現任）	17,600株
4	まつざきりょうた 松崎良太 (1968年11月14日) (再任)	1991年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2000年4月 楽天株式会社入社 2011年4月 サードギア株式会社設立代表取締役（現任） 2011年11月 株式会社クラウドワークス取締役 2013年2月 きびだんご株式会社設立代表取締役（現任） 2016年1月 株式会社シンクロ・フード社外取締役（現任） 2019年9月 当社社外取締役（現任）	0株
5	いとうたく 伊藤拓 (1974年10月24日) (新任)	2000年4月 弁護士登録 御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所 2007年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所 社員（現任） 2016年4月 ビーブル株式会社社外取締役（現任） 2016年6月 株式会社CDG社外監査役	0株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 候補者伊藤将雄氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 3 松崎良太氏と伊藤拓氏は、社外取締役候補者であります。
- 4 松崎良太氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで金融業界やIT業界においての幅広いご経験とグローバルな見識を有しており、当社の経営に関して客観的かつ中立的な立場からの的確な助言を頂けるものと判断したためであります。
- 5 伊藤拓氏を社外取締役候補者とした理由は、法律、経営など高度な専門知識と幅広いご経験を有しており、当社の経営に関して専門的な見地からの助言を頂けるものと判断したためであります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 6 松崎良太氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 7 当社は、松崎良太氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 8 当社は、伊藤拓氏が選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
- 9 当社は、松崎良太氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
- 10 当社は、伊藤拓氏が選任された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
1	わたなべともみ 渡辺智美 (1977年3月24日) (再任)	2001年4月 東京三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2004年11月 日本ボール株式会社入社 2006年7月 アーンストアンドヤングファイナンシャルサービス株式会社入社 2008年7月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）転籍 2015年9月 当社常勤社外監査役（現任）	10,600株
2	なかむらよしかず 中村賀一 (1973年3月11日) (再任)	1995年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年7月 平田公認会計士事務所入所 2004年6月 株式会社エンバイオ・ホールディングス取締役（現任） 2014年12月 株式会社ネオキャリア社外監査役 2015年9月 株式会社イデアル社外監査役 2016年1月 当社社外監査役（現任）	107,400株
3	たなかひろゆき 田中裕幸 (1970年10月22日) (再任)	1992年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1999年4月 司法修習修了弁護士登録 2001年4月 公認会計士登録 2004年11月 田中法律会計事務所開設（現任） 2016年1月 当社社外監査役（現任） 2017年3月 ビープラッツ株式会社社外監査役（現任）	9,400株

(注) 1 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2 渡辺智美氏、中村賀一氏、田中裕幸氏は、社外監査役候補者であります。

3 渡辺智美氏、中村賀一氏、田中裕幸氏は、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって渡辺智美氏が5年、中村賀一氏及び田中裕幸氏が4年9ヵ月となります。

4 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由は下記のとおりであります。

(1) 渡辺智美氏を社外監査役候補者とした理由は、米国公認会計士として監査法人での実務経験を有しており、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 中村賀一氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと

判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (3) 田中裕幸氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
- 5 当社は、渡辺智美氏、中村賀一氏、田中裕幸氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- 6 当社は、渡辺智美氏、中村賀一氏、田中裕幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がPwC京都監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制を具備していること等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

2020年7月31日現在

名 称	PwC京都監査法人		
事 務 所	主たる事務所	京都市下京区四条通烏丸東入ル	京都三井ビル7階
	その他の事務所	東京都港区芝浦3丁目1番21号	田町ステーションタワーS13階
沿 革	2007年3月	京都監査法人設立	
	2013年3月	PwCのメンバーファームに加入	
	2016年12月	PwC京都監査法人に名称変更	
概 要	出資金		314,000千円
	構成人員	社員 (公認会計士)	31名
		職員 (公認会計士)	92名
		(会計士補)	41名
		(その他の職員)	165名
		合計	329名
	関与会社		354社

以上

メ モ

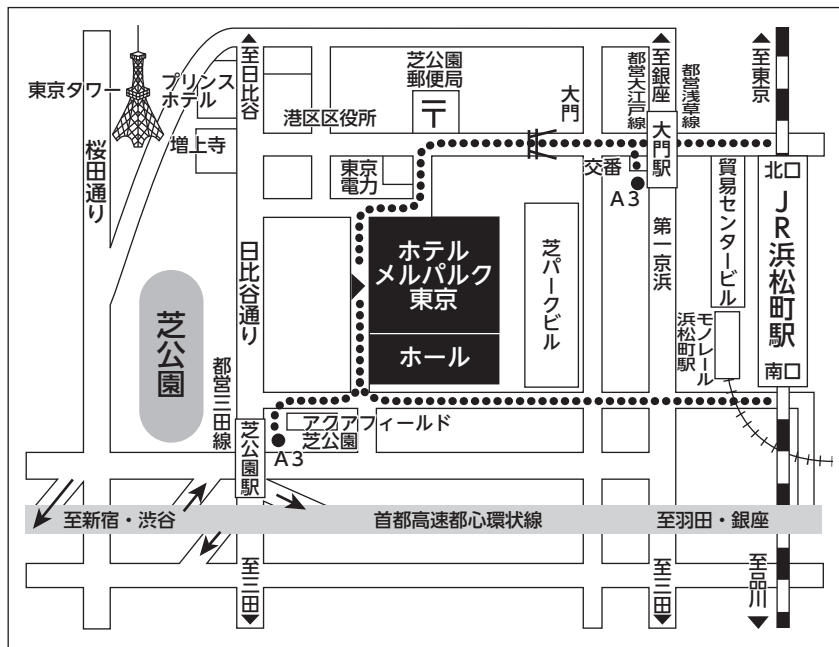
Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：ホテルメルパルク東京 4階 「孔雀」

東京都港区芝公園二丁目5番20号

電話 03-3433-7212



地下鉄：芝公園駅（都営三田線）A3出口 徒歩2分

大門駅（都営浅草線・都営大江戸線）A3出口 徒歩4分

JR京浜東北線・山手線：浜松町駅北口又は南口 徒歩8分

モノレール：浜松町駅 徒歩8分

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。